

原規規発第2001093号

令和2年2月21日

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

福島第一原子力発電所特定原子力施設の一部使用承認について

令和元年12月10日付け廃炉発官R1第165号をもって申請がありました上記の件については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

福島第一原子力発電所

汚染水処理設備等

中低濃度タンク

多核種処理水貯槽 (G4南エリア)

G4南	A1～A8	8基
	B1～B10	10基
	C1～C8	8基
	合計	26基

放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設

多核種除去設備

主要配管 多核種除去設備出口から処理済水貯留用タンク・槽類まで (ポリエチレン管)
の一部

増設多核種除去設備

主要配管 サンプルタンク出口から多核種処理水貯槽、RO濃縮水貯槽またはSr処理水
貯槽まで (ポリエチレン管) の一部

2. 使用期間

自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る汚染水処理設備等並びに放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表第1号及び第2号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時

至：令和元年12月10日付け廃炉発官R1第164号をもって申請があつた使用前検査申請に係る全ての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項に基づく使用前検査の終了まで

3. 使用の方法

申請書「使用の方法」の欄に記載の方法のとおり